

豊川市小規模企業等振興資金融資制度要綱

（目 的）

第1 この要綱は、金融機関との取引の薄い中小規模の商工業者が、事業上必要とする資金の融通を円滑にすることにより、その経営の振興に資することを目的とする。

（制度運用の指針）

第2 市と愛知県（以下「県」という。）は、相互に協調し、この制度を効率的に運用するものとする。

（資金措置）

第3 市は、この制度の運用資金に充てるため、予算で定められた金額（以下「市資金」という。）を別途契約により、取扱金融機関に預託する。

2 預託金は決済用預金とする。

3 取扱金融機関は、前2項の規定による預託金の全部又は一部を、市が請求したときは、市の指示するところによりこれを送金する。

（協 調）

第4 県は、市資金の預託額に対し相当の資金（以下「県資金」という。）を取扱金融機関に預託するものとする。

（取扱金融機関）

第5 取扱金融機関は、別表に定めるとおりとする。

（融資枠）

第6 取扱金融機関は、預託された市資金及び県資金に対し、愛知県中小企業融資制度要綱第5第1号に規定する額を目処（以下「融資枠」という。）として、市又は県のあっせんにより融資を行うものとする。

（信用保証）

第7 この制度に係る融資は、すべて愛知県信用保証協会（以下「協会」という。）の信用保証付とする。

（融資の種類）

第8 この制度による融資は、次のとおりとする。

(1) 通常資金

(2) 小口資金

（暴力団等の排除）

第9 愛知県暴力団排除条例（平成22年愛知県条例第34号）第2条に定める暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員等に該当する者は、この制度を利用することができない。

（通常資金）

第10 通常資金の融資対象は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第265号）第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- (2) 常時使用する従業員の数が50人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、30人）以下であること。
- (3) 市内で事業を適法に営んでいること。
- (4) 税の滞納がないこと。
- (5) 協会の信用保証対象資格があること。

2 通常資金の融資条件は、次のとおりとする。

- (1) 資金使途 事業上の設備資金及び運転資金
- (2) 融資限度額 5,000万円
- (3) 融資期間及び利率 愛知県の定める小規模企業等振興資金通常資金の融資期間及び利率を適用する。
- (4) 貸付方法 証書貸付
- (5) 返済方法 据置1年以内の分割返済
- (6) 担保 原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。
- (7) 保証人 必要に応じて徴求する。ただし、申込人が法人の場合は、原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。
- (8) 信用保証料 協会所定
- (9) 責任共有制度 対象とする。

（小口資金）

第11 小口資金の融資対象は、次の各号に該当するものとする。なお、本資金は、国の全国統一保証制度である小口零細企業保証制度の対象資金とする。

- (1) 中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに規定する小規模企業者であること。
- (2) 市内で事業を適法に営んでいること。
- (3) 税の滞納がないこと。
- (4) 協会の信用保証対象資格があること。

2 小口資金の融資条件は、次のとおりとする。

- (1) 資金使途 事業上の設備資金及び運転資金
- (2) 融資限度額 2,000万円（申込融資額を含めた信用保証協会保証付融資残高（極度設定のある保証は、融資極度額）が2,000万円以内であること。）
- (3) 融資期間及び利率 愛知県の定める小規模企業等振興資金小口資金の融資期間及び

利率を適用する。

- (4) 貸付方法 証書貸付又は手形貸付とする。ただし、手形貸付については融資期間1年以内に限る。
- (5) 返済方法 据置1年以内の分割返済とする。ただし、融資期間1年以内は一括返済も認める。
- (6) 担保 原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。
- (7) 保証人 必要に応じて徴求する。ただし、申込人が法人の場合は、原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。
- (8) 信用保証料 協会所定
- (9) 責任共有制度 対象外とする。

(残高方式)

第12 第10第2項第2号に規定する通常資金の金額は、融資残高（豊川市商工業振興資金融資制度要綱等の一部を改正する要綱（平成19年10月1日改正）による改正前の要綱第10（特別小口資金）及び同要綱（平成24年4月1日改正）による改正前の要綱第10（商工業振興資金（通常資金））の融資残高を含む。）の上限をいうものとし、過年度に融資した残高は、それぞれの制度の残高とみなす。

(申込受付期間)

第13 申込受付期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、融資枠に達したときは、受付を締め切ることができる。

2 前項の規定にかかわらず、経済環境等の変化により市が必要ないと認めたときは、受付を締め切ることができる。

(申込受付機関)

第14 申込受付機関は、通常資金については取扱金融機関とし、小口資金については取扱金融機関又は豊川市産業環境部商工観光課とする。

(申込書類)

第15 申込みには、次の書類を要する。

- (1) 信用保証委託申込に係る書類等一式（協会所定）
- (2) 納税証明書類
- (3) 市税納税状況調査同意書（指定用紙）
- (4) 営業許認可証の写し（営業許認可証が必要な場合）
- (5) 設備の計画を説明する書類（設備資金の場合）
- (6) その他必要と認められる書類

(審査決定等)

第16 申込を受け付けた取扱金融機関は、申込みの内容について実態を調査し、適

切と認めるものについては速やかに関係書類を市に送付するものとする。

- 2 小口資金に係る申込みを受付けた市は、申込みの内容について実態を調査し、適切と認めるものについては、速やかに関係書類を協会へ送付するものとする。
- 3 取扱金融機関から関係書類の送付を受けた市は、必要に応じ調査等を行った後、送付状を付し、速やかに協会へ送付するものとする。
- 4 協会は、前2項の送付を受けたときは、直ちに保証承諾の可否を審査のうえ、保証を可とするものについては取扱金融機関に信用保証書を発行すると同時に市及び推薦機関に通知するものとする。
- 5 取扱金融機関は、信用保証書の受領後速やかに融資を実行するものとする。

(推薦機関)

第17 推薦機関は、市内商工会議所・各商工会とする。

- 2 推薦機関は、申込者から依頼があったときは申込書類の確認を行うとともに、適切と認められる場合は推薦書を作成のうえ、速やかに関係書類を申込受付機関に送付するものとする。

(融資の取扱い)

第18 取扱金融機関は、この制度に係る融資を別枠扱いするものとし、また歩積両建預金等を要求してはならない。

- 2 融資手続等については、この要綱に定めるもののほか協会及び取扱金融機関所定の方法に従うものとする。

(遵守事項等)

第19 この制度の利用者は、この要綱及び関係機関との約定を遵守しなければならない。

- 2 豊川市は、この制度の利用者について関係書類の不実記載、資金使途の虚偽流用等この要綱に違反する事項があると認めたときは、関係機関と協議する。また、この制度の適正な運用を図るために必要があるときは、協会及び取扱金融機関に対して、指示、調査を行い、又は報告を徴することができる。

(その他)

第20 この要綱に規定するもののほか、この制度の運用について必要な事項は、市と関係機関との協議により定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第3項第5号の規定に該当する中小企業者として市長の認定を受けたものにかかる第8及び第9の規定の適用については、事業上の運転資金であって、原則として指定期間中に融資実行するものに限り、据置期間は1年とすることができる。

附 則

この要綱は、平成１０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１１年６月１０日から施行し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１３年６月１８日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１３年９月２０日から施行し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。

附 則

１ この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

２ この要綱の改正前に融資申込みをしたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則

１ この要綱は、平成１９年８月１３日から施行する。

２ この要綱の施行前に融資申込みをしたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成１９年１０月１日から施行し、同日以降に協会が保証申込を受付けたものについて適応する。

附 則

この要綱は、平成２０年１月１５日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２１年３月２日から施行し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２１年１０月１３日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年９月２０日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成２７年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年１月２３日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３１年３月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和６年４月１日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に発生した災害における災害復旧資金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第５関係）

取扱金融機関一覧（金融機関コード順）	
都市銀行	三菱ＵＦＪ銀行
第二地方銀行	名古屋銀行
信用金庫	豊橋信用金庫、岡崎信用金庫、豊川信用金庫、蒲郡信用金庫
信用組合	豊橋商工信用組合